

経 済 産 業 省

20180914 貿 局 第 1 号
輸入注意事項30第29号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部改正
について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改 正 後	現 行
外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定による経済産業大臣に対する申請等の手続であって輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）の規定による電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用について、下記のとおり定め、平成12年3月31日から実施する。 記 1～14 （略） 15 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等 (1) （略） (2) 確認書の交付 ① 13 の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6 (2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、輸入公表<u>三の7の(1)及び(2)</u>に係る貨物の確認にあつては別紙様式第7による確認書を、輸入公表<u>三の7の(3)、(4)及び(5)</u>に係る貨物にあつては別紙様式第8による確認書を、輸入公表<u>三の7の(9)</u>に係る貨物にあつては別紙様式第9による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。 ②～⑤ （略） (3)・(4) （略） 16・17 （略） 18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)～(4) （略） (5) 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表三に規定する確認を受	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定による経済産業大臣に対する申請等の手続であって輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）の規定による電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用について、下記のとおり定め、平成12年3月31日から実施する。 記 1～14 （略） 15 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等 (1) （略） (2) 確認書の交付 ① 13 の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6 (2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、輸入公表<u>三の7の(2)及び(3)</u>に係る貨物の確認にあつては別紙様式第7による確認書を、輸入公表<u>三の7の(4)、(5)及び(6)</u>に係る貨物にあつては別紙様式第8による確認書を、輸入公表<u>三の7の(10)</u>に係る貨物にあつては別紙様式第9による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。 ②～⑤ （略） (3)・(4) （略） 16・17 （略） 18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)～(4) （略） (5) 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表三に規定する確認を受

けるもののうち7の(6)から(8)までに規定する貨物に係る手続

19~20 (略)

別紙参考様式第1 (略)

別紙様式第1～別紙様式第8 (略)

別紙様式第9

輸入公表三の7の(9)に基づく輸入に関する確認書

申請者名 ※確認番号

住 所 _____ ※確認年月日 _____

電話番号 ※有効期間満了日

氏 名 _____

資格	
----	--

申請年月日

※確認番号

※確認年月日

※有効期間満了日

けるもののうち7の(1)及び(7)から(9)までに規定する貨物に係る手続

19~20	(略)
-------	-----

別紙参考様式第1 (略)

別紙様式第1～別紙様式第8 (略)

別紙様式第9

輸入公表三の7の(10)に基づく輸入に関する確認書

申請者名	※確認番号
------	-------

住 所 _____ ※確認年月日 _____

電話番号 ※有効期間満了日

氏 名 _____

資格	
----	--

申請年月日

※確認番号

※確認年月日

※有効期間満了日

I 輸入の内容

[illegible]

I 輸入の内容

[illegible]

当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号_____ 当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等 発給国・地域 _____ 番号 _____ 備考				当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号_____ 当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等 発給国・地域 _____ 番号 _____ 備考																																																											
上記の内容について 確認する。 経済産業大臣の記名押印 資 格 記名押印 ※通関 <table><thead><tr><th>税関申告番号 及び申告年月日</th><th>送状数量</th><th>許可又は承認年月日 及び税関押印</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 本確認申請書は、証明書 1 通ごとに作成すること。				税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印	備考																									上記の内容について 確認する。 経済産業大臣の記名押印 資 格 記名押印 ※通関 <table><thead><tr><th>税関申告番号 及び申告年月日</th><th>送状数量</th><th>許可又は承認年月日 及び税関押印</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 本確認申請書は、証明書 1 通ごとに作成すること。				税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印	備考																								
税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印	備考																																																												
税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印	備考																																																												

2 商品名は、輸入しようとする貨物の形態及びかこの名称（例：冷凍したたらばがに）を記載すること。 3 数量は商品名ごとに記載すること。ただし、数量に端数が生じた場合も、端数はそのまま記載すること。 4 「船積地域」の欄には、船積地域の国又は地域名を記載すること。なお、船積地域が、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和 25 年総理府・大蔵省・通商産業省令第 1 号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域である場合には、「船積地域」の欄には、命令に規定する島名を日本語で記載すること。 5 「当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号」及び「当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等 発給国・地域、番号」欄には、当該貨物に対して発給された証明書の発給国・地域及び番号を記載すること。 なお、政府その他の公的機関には、商業会議所その他これに準ずる機関を含む。 6 ※印のある欄には記入しないこと。 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。	2 商品名は、輸入しようとする貨物の形態及びかこの名称（例：冷凍したたらばがに）を記載すること。 3 数量は商品名ごとに記載すること。ただし、数量に端数が生じた場合も、端数はそのまま記載すること。 4 「船積地域」の欄には、船積地域の国又は地域名を記載すること。なお、船積地域が、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和 25 年総理府・大蔵省・通商産業省令第 1 号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域である場合には、「船積地域」の欄には、命令に規定する島名を日本語で記載すること。 5 「当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号」及び「当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等 発給国・地域、番号」欄には、当該貨物に対して発給された証明書の発給国・地域及び番号を記載すること。 なお、政府その他の公的機関には、商業会議所その他これに準ずる機関を含む。 6 ※印のある欄には記入しないこと。 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
--	--